

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 3 項に基づく銃砲等の所持許可の取消しに係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和 2 年 1 月 1 0 日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法	法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 3 項	根 拠 条 項：第 1 1 条第 3 項
処 分 の 概 要： <u>銃砲</u> の所持許可の取消し	処 分 の 概 要： <u>銃砲等</u> の所持許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 3 項	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 3 項
処 分 基 準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。	処 分 基 準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問 合 せ 先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備 考：	備 考：